大江橋法律事務所
OH-EBASHI

Vol.19

事業再生・債権管理
Restructuring, Rehabilitation and Debt Management
Newsletter
〈2020年1月号〉

目 次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら
☞【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

1 ｜ 取引先の窮状における債権回収の実例とポイント

2 ｜ 中小企業再生支援協議会スキームの概要

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

取引先の窮状における債権回収の実例とポイント

和　田　祐以子
Yuiko Wada
PROFILEはこちら

1　はじめに

事業会社において、取引先の資金状況が悪化し、売掛金等の債権回収が困難になるという事態は珍しいものではありません。窮状に陥った取引先は、時に債務整理を検討することになりますが、法的整理に踏み切れない場合や踏み切るのに時間を要する場合も少なくありません。本稿では、そのような取引先に対し、早期に債権回収手段を講じた結果、売掛債権の全額を回収した実例をもとに、支払が滞った取引先からの債権回収のポイントをご紹介します。

2　事例の概要

X社はY社に対し、継続的に商品を販売しており、販売代金の支払期日は納期の2か月後の月末とされていた。しかし、2019年1月販売分の商品の代金について、同年3月末日を過ぎても支払がなされなかった。

Y社従業員及び同業他社によると、Y社の業績の急激な悪化により、金融機関からの借入の返済ができなくなったことから、2019年3月時点でY社のメインバンクのY社名義口座が凍結され、X社を含めたほぼ全ての取引先に対する支払ができていない状態であるとのことであった。また、Y社が保有している僅かな運転資金は製品の運送費用や工場の電気・水道代金等に充てており、金融機関への借入金債務や仕入先への買掛金債務を支払う余裕はないとのことであった。

その後、4月半ば頃、Y社により、債権者を対象とした簡単な説明会が開催され、「資金状況は悪化しており、各債権者には個別に債務免除その他の相談をする予定である。」という旨の説明がなされた。

なお、Y社は、Y社の取引先であるZ社に対してY社商品を継続的に販売しており、Z社に対し売掛金債権を有していることが明らかとなっていた。

3　本件でX社が講じた手段

(1)　総論

X社は、Y社の説明会の説明等を踏まえ、速やかに債権回収手続を進めることを決断しました。

債権回収は、時間との勝負です。Y社が倒産してしまえば債権回収手続は停止し、その後は倒産手続に委ねられ、実際の回収額は0円又は債権額の数パーセントに留まることも珍しくありません。また、他の債権者の債権回収手続と競合することになれば、Y社の資産を他の債権者と分け合わなければならなくなります。そこで、X社は、Y社がZ社に有している売掛金債権(以下「Y社売掛金債権」といいます。)から回収を行う方針を定め、直ちに実行に移しました。具体的には、X社は、まず、Y社売掛金債権を保全してY社に回収されたり他社に譲渡されたりしないよう、当該売掛金につき債権仮差押命令申立を行うこととしました。また、同時に、X社のY社に対する売掛金債権(以下「X社売掛金債権」といいます。)について支払請求訴訟を提起しました。

(2)　債権仮差押命令申立

X社は、(1)の方針決定(4月後半)から迅速に債権仮差押命令申立準備を進め、Y社に対する2月販売分商品代金の支払期限(4月末)の5日後には、Y社売掛金債権について債権仮差押命令申立を提起しました。

売掛金債権等の仮差押は債務者の事業に対する悪影響が大きいことから、仮差押が比較的容易でかつ仮差押の悪影

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

響がより少ない資産（不動産）を債務者が有している場合には、債権の仮差押は原則として認められません。そのため、債務者が不動産を所有している場合には、仮差押命令申立に際し、当該不動産がいわゆるオーバーローンの状態にある等の事実を示す疎明資料（登記簿謄本、ブルーマップ等）を提出する必要があることに留意が必要です。また、裁判所が保全命令を出すためには、債権者による保証金の供託が必要となります。そのため、申立書類の作成等準備を進める一方で、保証金の供託準備も行う必要があります。なお、供託金の金額は一律に決まっているものではなく、申立後の裁判所面談において裁判所から金額等の指示を受けることになりますが、東京地裁の場合、仮差押債権額の5分の1程度を求められることが多いと思います。申立から保全命令が出されるまでの期間は、裁判所によって異なり、東京地裁と大阪地裁では数日の差が生じるようです。そのため、管轄が複数あるような場合は、どこで申立を行うかについても検討事項となりえます。なお、特に急ぐ場合には裁判所に事前相談や上申書の提出をすることにより、調整を行うこともあります。

本件では、Y社の状況等を考慮すると一日でも早くY社売掛金債権の仮差押を行う必要があり、また、Y社は相当数の不動産を所有・利用しているという特殊事情がありました。X社は、そのような特殊事情を踏まえ、不動産に関する疎明資料を主要な不動産に関するもののみとすること、申立当日中に裁判所面談を行い翌日午前中には保全命令を出してもらうこと等を裁判所に相談し、最小限の準備で迅速に保全命令を出してもらうことができました。

（3） 訴訟提起

X社は、債権仮差押申立を行った2日後には、X社売掛金債権について支払請求訴訟を提起しました。

訴訟提起も仮差押命令申立と同様、訂正や補充の主張をせずとも請求が認められるよう、原告として出来る限り主張・証拠を整える必要があります。また、債権回収の局面においては、訴状の送達や期日の指定をできる限り短期間で行ってもらうよう、裁判所に相談することも重要となります。

X社は、訴状の提出とともに裁判所に相談し、訴状審査・送達、期日指定等を短期間で実施してもらい、後述のとおり迅速に訴訟手続を進めることができました。

（4） Y社売掛金債権の回収

上記（2）の仮差押命令を受け、Z社は、Y社売掛金債権のうち、仮差押命令対象部分相当額の金員を法務局に供託しました（以下「Y社売掛金債権供託金」といいます。）。また、（当然のことながら）X社売掛金債権の支払請求訴訟において、Y社は支払義務を負うこと自体を実質的に争えませんでした。

そのような場合、判決を取得して強制執行を行うよりも、Y社の協力の下にY社売掛金債権供託金の還付請求権の譲渡を受け供託金を受け取る方が、迅速かつ確実に債権回収を図ることができます（なお、この方法による場合、法務局に対する債権譲渡通知がなされた時点で還付を受ける地位を確定することができ、その後に他の債権者による仮差押や滞納処分がなされても当該他の債権者に優先して債権回収を完了させることができます。ただし、この方法は、裁判所・訴訟当事者との調整だけでなく法務局との事前調整も必要になることや、和解内容が複雑になることから、高度・専門的な知見が必要となります。）。そのため、本件訴訟においては、最終的に、上記の協力義務をY社に負わせる内容の和解を締結し、判決・強制執行ではなく、還付請求権の譲渡を受ける形で債権回収を行いました。

4 本件の帰結とリスク

以上の経緯により、X社は、X社売掛金債権全額を回収することができました。X社が債権を全額回収した時点でY社の他の売掛金債権者の回収額（Y社から任意の支払を受けることができた金額）は売掛金債権額の数パーセントにとどまってお

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

り、X社は他の債権者に先駆けて、債権回収を成功させたことになります。この実例は、債権回収を成功させるためには迅速な対応が重要であり、また、種々の工夫により手続の時間・安全性に大きな差が生じ得ることを示しています。

なお、資金繰りが悪化した取引先に対する売掛金債権について他の債権者に先駆けて債権回収を行った場合、その後当該取引先が破産等の法的整理手続を選択したときに、破産管財人により債権回収行為が否認されるリスクがあります。もっとも、管財人が否認権を行使するためには要件・期間等に関する様々なハードルがあり、実務上、容易ではありません。そのため、支払が滞った取引先からの債権回収を成功させるためには、リスクを踏まえた上で、専門家に相談しながら、否認権行使の要件が充足されないようできる限りの工夫をしつつ、迅速に対応を行っていくことが推奨されます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

中小企業再生支援協議会スキームの概要

佐藤　俊
Shun Sato
PROFILEはこちら

第1　中小企業再生支援協議会とは

中小企業再生支援協議会（以下「支援協」といいます。）とは、産業競争力強化法（以下「産競法」といいます。）135条に基づき、都道府県ごとに設置されている機関で、国から委託を受けた商工会議所等が支援業務部門を組織し、事業再生を志向する中小企業からの相談に応じるほか、適当と認められる事案に関しては、再生計画策定支援を行っています。

本稿では、この支援協による支援を通じて私的整理を行うことを、「中小企業再生支援協議会スキーム」（以下「支援協スキーム」といいます。）と呼称しています。支援協スキームは、事業再生ADR等と同じく、いわゆる準則型私的整理手続の一種で、「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領[1]」（以下「基本要領」といいます。）に基づき運営されています。平成30年度においても約1000件の企業について再生計画策定支援が完了し、支援協スキームによる事業再生が行われていますが、支援協スキームは、他の私的整理手続と同様、事業価値の維持のため、原則として金融債権者のみを対象とする非公開の手続のため、具体的に対象となる企業の範囲や手続の進行等はあまり知られていないかと思われますので、ここでご紹介します。

第2　支援協スキームの対象となる企業

支援協スキームは、①中小企業であり、かつ、②過剰債務、過剰設備等により財務内容の悪化、生産性の低下等が生じ、経営に支障が生じ、もしくは生じる懸念があり、③再生の対象となる事業に収益性や将来性があるなど事業価値があり、関係者の支援により再生の可能性がある企業が対象となります。

また、対象となる債権者に対し、債権放棄や債務の劣後化（いわゆるデット・デット・スワップ（DDS）。あわせて以下「債権放棄等」といいます。）の要請を含む再生計画の策定を支援する場合は、上記に加え、④過剰債務を主因として経営困難な状況に陥っており、自力による再生が困難であること、⑤法的整理を申し立てることにより相談企業の信用力が低下し、事業価値が著しく毀損するなど、再生に支障が生じるおそれがあること、⑥法的整理の手続きによるよりも多い回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済合理性があることが要件となります（基本要領6（1））。特に足許の業績が芳しくない中小企業は、自社に事業価値がないと再生を諦めがちですが、経営改善により将来性さえあれば利用できる手続です。

なお、「中小企業」該当性については、業種と資本金、常時使用する従業員数により以下の表のとおり判断されますので、ご参照ください（産競法2条17号）。

主たる業種	資本金		従業員
製造業・建設業・運輸業等	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
サービス業	5000万円以下	or	100人以下
小売業	5000万円以下		50人以下

※ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業に例外あり

第3　支援協スキームのメリット・デメリット

1　債務者側から見たメリット

支援協スキームは、上記のとおり原則として金融機関のみを対象とする非公開の手続（支援協や金融機関は、法律上又

1：https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2018/180925saisei1.pdf（令和元年12月16日最終閲覧）

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

は契約上守秘義務を負うので、そこから外部へ情報漏洩することはありません。）ですので、法的整理と違い、取引債権者を巻き込まないという意味で、事業価値の毀損を最小限に抑えつつ事業再生を図れるというメリットがあります。また、事業再生ADRと比べて手続コストが安く、場合により補助金の対象ともなり得ること、全都道府県に拠点があり活用しやすいこともメリットといえます。

債権放棄等を要請することが困難な純粋私的整理と違い、一定の基準を満たせば債権放棄等を要請し得る点も、債務者側から見たメリットといえるでしょう。

2　債権者側から見たメリット

対象債権者となる金融機関の側から見ても、対象企業の破産を回避して弁済率が向上し、もって経済合理性が図られること、中立・公平な機関である支援協を介した対話を通じ、透明性・公平性を高めることができること等のメリットがあります。

3　他の手続を検討すべき場合（デメリット）

支援協スキームは、上記のとおり債務者・債権者両面からメリットのある手続ですが、金融機関以外の債権者を巻き込まない手続である点や、私的整理であるため対象債権者全員の同意が必要である点等から、以下のような事例では、他の手続を経ることを検討すべきといえます。

① 対象債権者への弁済を停止するのみでは、資金繰りの維持が難しいケース
② 経営改善のための不採算部門整理に際し、多額のコストを要し、そのことにより資金繰りの維持が困難なケース
③ 不適切会計等の不誠実行為等により、私的整理に非協力的な債権者がいるケース
④ 株主の理解を得ることが困難なケース

なお、上記③に関しては、筆者の経験上、単に粉飾等の不適切会計があるという一事だけで、支援協スキームの採用を全面的に否定する金融機関は殆どないように思われます。この点は、金融機関一般が、不誠実行為を行った債務者に寛容であるということを意味するものではなく、このような債務者は、支援協スキームに入った後、通常の企業以上に透明性を高め、説明責任や経営責任をきっちりと果たす必要があるのは言うまでもありませんが、粉飾等があったとしても、その後に過去を反省して「膿」を出し切り、対象債権者と徹底した対話を行って支援協スキームによる事業再生を果たした企業は複数存在するところです。

第4　支援協スキームの手続の流れ

1　窓口相談（第一次対応）

支援協は、どのような再生支援を行うべきかに関して、広く窓口相談を受け付けています。中小企業自身が単独で、あるいはメインバンクと同行して相談を行う事例が多いようです。

窓口相談に当たっては、最低限、①会社概要、②税務申告書・決算書（直近3期分）、③進行期の試算表、④資金繰り表（直近の実績・当面の見込み）、⑤金融債権者一覧表（残高、月次の元利金返済額、担保の状況が分かる資料）を準備しておくと効率的です。

2　再生計画策定支援（第二次対応）

（1）再生計画作成の流れ

窓口相談の結果、上記第2の①ないし③に記載の企業に該当すると認められれば、支援協により、主要な金融機関への意向確認が行われた後、再生計画策定支援が実施されます。

支援協による再生計画策定支援には、支援協の選定する外部専門家を含む個別支援チームが、対象企業のデューデリジェンス・再生計画案策定のイニシアティブをとる「原則型」と、対象企業が実施したデューデリジェンスと再生計画案の内容を個別支援チームが検証する「検証型」の2つのパター

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ンがあります（基本要領6（4））。

（2）再生計画の内容

再生計画は、対象企業の自助努力を反映したものであり、かつ、原則として、①5年以内債務超過解消、②3年以内の経常黒字転換、③債務超過解消時点における有利子負債のキャッシュフロー比率が概ね10倍以下のもので、④経営責任が明確化されているものである必要があります（基本要領6（5）①ないし④）。

なお、再生計画において債権放棄等を求める場合には、上記に加え、⑤株主責任の明確化、⑥債権者平等、⑦清算価値保障（経済合理性）という要件も必要になるところです（基本要領（5）⑥ないし⑧）。

支援協における再生計画は、債権放棄を内容とせず、いわゆる返済のリスケジュールを中心とするものが多いと言われていますが、上記のとおり債権放棄等の要請を内容とする再生計画も許容されており、スポンサーによる対象企業の事業の譲り受けを内容とする再生計画（いわゆる第二会社方式）も一定数存在します。

（3）債権者集会と再生計画の成立

支援協は、第二次対応開始時、デューデリジェンス結果の報告時、再生計画案の説明の際など、必要に応じて債権者集会を開催します。対象企業は、債権者集会の都度（必要に応じて集会の合間に個別に）、金融機関に必要な情報の開示を行うことになります。

その上で、再生計画案が策定された際には、対象債権者全員の参加（場合により持ち回りも可）による債権者会議が開催され、全対象債権者が書面により再生計画案に同意した場合に、再生計画が成立することになります（基本要領6（7）①及び②）。

なお、再生計画策定支援にかかる標準処理期間は6か月（検証型は4か月）とされています（基本要領6（8）①）。

（4）モニタリング

再生計画成立後、支援協は、必要に応じて外部専門家の支援を受け、対象企業の再生計画における事業計画の達成状況をモニタリングします（概ね3年程度。基本要領8（1））。

第5　保証債務の整理（経営者保証ガイドライン）

支援協においては、対象企業の負う主たる債務の整理と同時に又は単独で、経営者等の負う保証債務につき、経営者保証ガイドラインに基づく一体的な整理を実施しています（基本要領9）。

特定調停等別途の手続を経ることなく債務整理を一体的に行えますので、比較的簡便な手続で保証債務を処理できるところに特徴があります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。